

2025年4月1日

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目3番25号

AGS株式会社

代表取締役 中野 真治

## 吸収合併に関する事後開示書面

(吸収合併存続会社／会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

当社は、2024年12月16日付でAGSシステムアドバイザリー株式会社との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、AGSシステムアドバイザリー株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

本合併について、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定に基づき、下記のとおり吸収合併により吸収合併存続会社が承継した吸収合併消滅会社の権利義務その他の吸収合併に関する事項として法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

記

- 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2025年4月1日

- 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の株式買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過（会社法施行規則第200条第2号）

- 吸収合併の差止請求（会社法第784条の2）

吸収合併消滅会社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

- 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

吸収合併消滅会社に対し、反対株主の買取請求はありませんでした。

- 新株予約権買取請求（会社法第787条）

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

- 債権者の異議（会社法第789条）

吸収合併消滅会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年12月27日付で官報に合併公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いましたが、異議を述べた債権者はいませんでした。

- 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過（会社法施行規則第200条第3号）

- 吸収合併の差止請求（会社法第796条の2）

簡易合併に該当するため、差止請求は認められていません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

簡易合併に該当するため、株式買取請求は認められません。

(3) 債権者の異議（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 12 月 27 日付で官報に合併公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、効力発生日をもって、AGS システムアドバイザリー株式会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録の記載又は記録がされた事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2025 年 4 月 1 日

7. 上記 1 から 6 に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

2024年12月27日

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目2番11号  
AGSシステムアドバイザリー株式会社  
代表取締役 中西 弘幸

## 吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併消滅会社／会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

当社は、2024年12月16日付でAGS株式会社との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、AGS株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことといたしました。

本合併について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

記

### 1. 吸収合併契約（会社法第782条第1項第1号）

吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

### 2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

本合併において、合併対価の交付は行いません。本合併は、完全親子会社間の吸収合併であるため、かかる取り扱いは相当であると判断しております。

### 3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

該当事項はありません。

### 4. 吸収合併にかかる新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

当社は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

### 5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

#### ① 存続会社の最終事業年度にかかる計算書類等の内容

存続会社の最終事業年度にかかる計算書類等（事業報告、監査報告及び会計監査報告を含む）は別紙2のとおりです。

#### ② 存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

#### ③ 存続会社最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

- ④ 消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。
6. 本合併の効力発生日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）  
本合併後の存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。  
また、本合併後の存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。  
以上より、本合併の効力発生日以後における存続会社の債務について履行の見込みがあると判断しております。
7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第182条第1項第6号）  
変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上



## 吸收合併契約書

AGS株式会社（以下、「甲」という。）及びAGSシステムアドバイザリー株式会社（以下、「乙」という。）は、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

### （合併の方式）

第1条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散するものとする。

2 甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

#### 甲（吸收合併存続会社）

商号 AGS株式会社

住所 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目3番25号

#### 乙（吸收合併消滅会社）

商号 AGSシステムアドバイザリー株式会社

住所 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目2番11号

3 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

4 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

### （効力発生日）

第2条 合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、令和7年4月1日とする。

ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

### （株式等の割当）

第3条 甲は、乙の全株式を所有しており、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

### （資本金及び準備金の額）

第4条 甲は、合併によりその資本金の額及び準備金の額を増加しないものとする。

### （権利義務の承継）

第5条 乙は、令和6年3月31日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した一切の資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に引き継ぐ。

### （善管注意義務）

第6条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意義務をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

### （従業員の引継ぎ）

第7条 甲は、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐものとし、甲及び乙の従業員の労働条件の相違については、必要に応じて調整する。

### （合併条件の変更等）

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

### （合併契約の効力）

第9条 本契約は、甲及び乙の適法な機関決定による承認を得られなかったときは、その効力を失う。

### （規定外条項）

第10条 本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

令和6年12月16日

(甲) 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目3番25号  
AGS株式会社  
代表取締役 中野真治



(乙) 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目2番11号  
AGSシステムアドバイザリー株式会社  
代表取締役 中西弘幸



# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

科目	第29期 2024年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>11,218,212</b>
現金及び預金	6,586,114
受取手形	5,481
売掛金	3,094,123
契約資産	264,746
商品	601,973
仕掛品	66,509
原材料及び貯蔵品	16,886
その他	582,378
<b>固定資産</b>	<b>9,602,386</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>5,349,326</b>
建物及び構築物	1,790,396
機械装置及び運搬具	599,148
工具、器具及び備品	135,341
土地	1,572,515
リース資産	1,251,924
<b>無形固定資産</b>	<b>1,517,797</b>
ソフトウエア	689,813
リース資産	743,434
その他	84,549
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,735,263</b>
投資有価証券	2,102,971
繰延税金資産	116,955
その他	519,338
貸倒引当金	△4,002
<b>資産合計</b>	<b>20,820,599</b>

科目	第29期 2024年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>4,912,615</b>
買掛金	938,761
リース債務	517,424
未払費用	1,362,822
未払法人税等	438,175
契約負債	479,945
製品保証引当金	42,639
その他	1,132,848
<b>固定負債</b>	<b>2,055,475</b>
リース債務	1,533,235
繰延税金負債	22,791
退職給付に係る負債	123,779
長期未払金	261,921
その他	113,748
<b>負債合計</b>	<b>6,968,091</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>12,929,269</b>
資本金	1,431,065
資本剰余金	506,065
利益剰余金	11,413,880
自己株式	△421,742
その他の包括利益累計額	923,238
その他有価証券評価差額金	921,384
退職給付に係る調整累計額	1,854
<b>純資産合計</b>	<b>13,852,508</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>20,820,599</b>

# 連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第29期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売上高	22,092,204
売上原価	16,739,501
売上総利益	5,352,703
販売費及び一般管理費	4,080,042
営業利益	1,272,660
営業外収益	68,468
受取利息	99
受取配当金	47,229
補助金収入	10,154
その他	10,985
営業外費用	54,648
支払利息	54,245
その他	403
経常利益	1,286,481
特別利益	145,144
投資有価証券売却益	145,144
特別損失	15,846
固定資産除却損	8,790
投資有価証券評価損	7,056
税金等調整前当期純利益	1,415,778
法人税、住民税及び事業税	578,812
法人税等調整額	△99,499
当期純利益	936,465
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	936,465

# 連結株主資本等変動計算書

第29期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年4月1日残高	1,431,065	506,065	10,872,578	△135,151	12,674,558
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△210,962	－	△210,962
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	936,465	－	936,465
自己株式の取得	－	－	－	△477,108	△477,108
自己株式の処分	－	96	－	6,219	6,316
自己株式の消却	－	△184,298	－	184,298	－
利益剰余金から資本剰余金への振替	－	184,201	△184,201	－	－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	541,301	△286,590	254,710
2024年3月31日残高	1,431,065	506,065	11,413,880	△421,742	12,929,269

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2023年4月1日残高	764,205	2,023	766,228	13,440,787
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△210,962
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	936,465
自己株式の取得	－	－	－	△477,108
自己株式の処分	－	－	－	6,316
自己株式の消却	－	－	－	－
利益剰余金から資本剰余金への振替	－	－	－	－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	157,179	△169	157,010	157,010
連結会計年度中の変動額合計	157,179	△169	157,010	411,721
2024年3月31日残高	921,384	1,854	923,238	13,852,508

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- |           |   |
|-----------|---|
| ・連結子会社の数  | 3社  |
| ・連結子会社の名称 | AGSビジネスコンピューター株式会社<br>AGSプロサービス株式会社<br>AGSシステムアドバイザリー株式会社 |

#### (2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、持分法の適用はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- |          |                 |
|----------|-----------------|
| ・その他有価証券 | 市場価格のない株式等以外のもの |
|----------|-----------------|

期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

###### ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- |           |  |
|-----------|--|
| ・商 品      | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ・仕掛品      | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ・原材料及び貯蔵品 | 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）   |

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

・建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物

定額法

・その他の有形固定資産 定率法

### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・市場販売目的のソフトウェア 見込有効期間（3年）における見込販売数量に基づく方法

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

・その他の無形固定資産 定額法

### ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

## ③ 重要な引当金の計上基準

### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ロ. 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

### ハ. 製品保証引当金

販売したソフトウェア等の無償補修に係る支出に備えるため、将来の補修見込額を個別に検討した必要額及び売上高に対する過去の実績率を基礎とした見積額を計上しております。

## ④ 収益及び費用の計上基準

当社グループと顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### イ. 情報処理サービス

情報処理サービスにおいては、データセンターを基盤に大型汎用機を使用して給与計算、帳票出力などを行う「受託計算」、銀行システムの運用やBPOサービスなどを提供する「アウトソーシング」、IDCサービスなどを提供する「ファシリティマネージメント」、クラウドサービスなどを提供する「ネットソリューション」を行っております。成果物の移転を伴う場合は成果物の移転時点で収益を認識しており、代替的な取扱いを適用し出荷基準により収益を認識しております。役務の提供を行う場合は利用実績に応じて顧客に役務を提供した時点で収益を認識しております。

#### □. ソフトウェア開発

ソフトウェア開発においては、ソフトウェア開発に関するコンサルティングを行う「ITソリューション」、顧客の情報システムの企画、設計、開発、保守などを行う「ソフト開発」を行っております。顧客先常駐開発や保守サービスなどの提供を行う場合は、利用実績に応じて顧客に役務を提供した時点で収益を認識しております。情報システム開発については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、開発期間がごく短い案件については代替的な取扱いを適用し一時点で収益を認識しております。

#### ハ. その他情報サービス

その他情報サービスにおいては、パートナー企業の開発したシステムパッケージ商品の販売などを行う「ソフトウェアプロダクト販売」、ネットワーク設計、環境構築、機器導入などのサービスを提供する「その他サービス」を行っております。成果物の移転を伴う場合は、成果物の移転時点で収益を認識しております。役務の提供を行う場合は利用実績に応じて顧客に役務を提供した時点で収益を認識しております。また、情報システム開発に準じるようなネットワーク設計、環境構築などの開発案件については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、開発期間がごく短い案件については代替的な取扱いを適用し一時点で収益を認識しております。

#### 二. システム機器販売

当社グループは、独立系のマルチベンダーとして、特定のメーカーに依存せず、顧客の多様なニーズにマッチした最適なシステム機器の選定・販売や関連する周辺機器・備品、帳票の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、帳票販売については代替的な取扱いを適用し出荷基準により収益を認識しております。

### ⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員に対する退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づく退職給付債務の額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、発生時の連結会計年度に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

(一定の期間にわたり充足される履行義務に係る収益)

### (1) 科目名及び当連結会計年度計上額

科目名	金額
売上高	911,000千円

なお、一定の期間にわたり移転される財又はサービスに係る売上高の合計は14,416,581千円であり、上記は、履行義務の充足に係る進捗度の見積りについてコストに基づくインプット法を適用した情報システム開発及びこれに準ずる開発案件に係る金額であります。

### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ① 見積りの算出方法

当連結会計年度末までの進捗部分について履行義務の充足が認められる案件については、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しており、配分された取引価格に履行義務の充足に使用されたコストが契約における取引開始日から履行義務を完全に充足するまでに予想されるコスト合計（以下「開発原価総額」という。）に占める割合（以下「進捗率」という。）を乗じて売上高を計上しております。

#### ② 見積りの算出に用いた主な仮定

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る売上高の見積りの基礎となる開発原価総額における主要な仮定は、人件費や外注費等の積算の基礎となる工数であります。

#### ③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

開発原価総額の主要な仮定である人件費や外注費等の積算の基礎となる工数は、見積りの不確実性が高く、実績工数が見積工数と乖離することにより、翌連結会計年度において一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法の適用案件にかかる損益が変動するリスクがあります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 6,587,288千円

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	17,845,932株	一株	257,800株	17,588,132株

(注) 普通株式の発行済株式数の減少257,800株は、自己株式の消却による減少であります。

#### (2) 配当に関する事項

##### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月11日 取締役会	普通株式	97,111	5.5	2023年3月31日	2023年6月2日
2023年10月30日 取締役会	普通株式	113,851	6.5	2023年9月30日	2023年11月30日

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	135,857	8.0	2024年3月31日	2024年6月4日

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、1年以内の回収期日で、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの「信用リスク管理規程」及び「債権管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、すべての取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場リスクに晒されています。市場リスクについては、定期的に把握された時価や信用情報が企画部所管の役員及び経営会議に報告されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日です。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で7年後であります。

なお、流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）については、グループ各社で、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
有価証券及び投資有価証券(*1)			
その他有価証券	1,727,600	1,727,600	—
資産計	1,727,600	1,727,600	—
リース債務(*2)	2,050,659	2,128,276	77,616
負債計	2,050,659	2,128,276	77,616

(\*1)市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式（その他有価証券）	375,371

(\*2)リース債務はリース債務（流動負債）とリース債務（固定負債）の合計額であります。

(注) リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
リース債務	517,424千円	486,720千円	417,513千円	343,769千円	238,807千円	46,424千円

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,727,600	–	–	1,727,600
資産計	1,727,600	–	–	1,727,600

#### ②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	–	2,128,276	–	2,128,276
負債計	–	2,128,276	–	2,128,276

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

##### 有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

なお、有価証券及び投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これらに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	405,262千円	1,727,600千円	1,322,337千円
	その他	–	–	–
	小計	405,262	1,727,600	1,322,337
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	–	–	–
	その他	–	–	–
	小計	–	–	–
合計		405,262	1,727,600	1,322,337

##### リース債務

時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 6. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

#### ① 詳細サービス別売上高に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					その他	合計
	情報処理 サービス	ソフトウ エア開発	その他情報 サービス	システム 機器販売	計		
受託計算	4,311,470	—	—	—	4,311,470	—	4,311,470
アウトソーシング	3,735,839	—	—	—	3,735,839	—	3,735,839
ファシリティマネージメント	2,310,469	—	—	—	2,310,469	—	2,310,469
ネットソリューション	1,244,626	—	—	—	1,244,626	—	1,244,626
ITソリューション	—	69,934	—	—	69,934	—	69,934
ソフト開発	—	5,500,821	—	—	5,500,821	—	5,500,821
ソフトウェアプロダクト販売	—	—	510,451	—	510,451	—	510,451
その他サービス	—	—	2,667,086	—	2,667,086	—	2,667,086
システム機器販売	—	—	—	1,741,503	1,741,503	—	1,741,503
顧客との契約から生じる収益	11,602,406	5,570,755	3,177,538	1,741,503	22,092,204	—	22,092,204
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	11,602,406	5,570,755	3,177,538	1,741,503	22,092,204	—	22,092,204

#### ② 収益認識の時期別売上高に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					その他	合計
	情報処理 サービス	ソフトウ エア開発	その他情報 サービス	システム 機器販売	計		
一時点で移転される財又はサービス	2,460,791	2,100,985	1,372,342	1,741,503	7,675,622	—	7,675,622
一定の期間にわたり移転される 財又はサービス	9,141,614	3,469,770	1,805,196	—	14,416,581	—	14,416,581
顧客との契約から生じる収益	11,602,406	5,570,755	3,177,538	1,741,503	22,092,204	—	22,092,204
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	11,602,406	5,570,755	3,177,538	1,741,503	22,092,204	—	22,092,204

## (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

### ① 契約及び履行義務に関する情報

当社グループは、「情報処理サービス」、「ソフトウェア開発」、「その他情報サービス」、「システム機器販売」に関する顧客との契約から収益を認識しております。これらの契約から当社グループは履行義務を識別し、それらの履行義務が充足された時点で収益を認識しております。ソフトウェア開発とその後の保守サービス、あるいはシステム機器販売とその付帯サービスなどのように複数の財又はサービスが一つの契約に含まれる場合、以下の要件を共に満たす場合には、別個の履行義務として識別しております。

- ・顧客に約束している財又はサービスは、顧客がその財又はサービスからの便益をそれ単独で又は顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせて得ることができる。
- ・財又はサービスを顧客に移転する約束が契約に含まれる他の約束と区分して識別可能である。

### ② 取引価格の算定に関する情報

当社グループは、取引価格を顧客との契約に示されている対価に基づいて測定しております。また、取引価格を算定するにあたり、代理人取引、変動対価、契約における重大な金融要素の存在の影響を考慮しております。

- ・代理人取引に該当すると判断した場合には、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識する方針です。
- ・変動対価が見込まれる場合には変動対価を測定し収益として認識する方針です。
- ・取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

### ③ 履行義務への配分額の算定に関する情報

当社グループは、約束した財又はサービスを顧客に移転するのと交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額を描写する金額で取引価格をそれぞれの履行義務へ配分しております。取引価格をそれぞれの履行義務に独立販売価格の比率で配分するため、契約におけるそれぞれの履行義務の基礎となる別個の財又はサービスの契約開始時の独立販売価格を算定し、取引価格を当該独立販売価格に比例して配分しております。独立販売価格が直接的に観察可能ではない場合には、独立販売価格を以下の方法により見積っております。

- ・システム開発及び役務の提供に関する顧客との契約については、主に予想コストにマージンを加算する方法で独立販売価格を見積っております。
- ・システム機器販売に関する顧客との契約については、主に仕入価格にマージンを加算する方法で独立販売価格を見積っております。

### ④ 履行義務の充足時点に関する情報

当社グループは、約束した財又はサービスが顧客に移転することによって履行義務を充足したときに収益を認識しております。以下のいずれかに該当する場合、収益を一定期間にわたり認識しており、それ以外の場合には資産に対する支配が顧客に移転したと判断した一時点で収益を認識しております。

- ・当社グループの履行によって提供される便益を、履行するにつれて同時に受け取って消費する。
- ・履行が資産を創出するか又は増価させ、顧客が当該資産の創出又は増価につれてそれを支配する。
- ・履行が他に転用できない資産を創出し、かつ、当社グループが現在までに完了した履行に対する支払いを受ける強制可能な権利を有している。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3,051,818
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,099,605
契約資産(期首残高)	304,588
契約資産(期末残高)	264,746
契約負債(期首残高)	679,755
契約負債(期末残高)	479,945

契約資産は、主にシステム開発など成果物の引渡し義務を負う契約や、保守サービスなど継続して役務の提供を行う契約について、期末日時点で履行義務を充足しているが未請求の対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、保守サービスなど継続して役務の提供を行う契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、590,920千円であります。

当連結会計年度において、契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により生じたものであります。

当連結会計年度において、契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の影響は軽微であります。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、個別の契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 815円71銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 54円02銭  |

# 計算書類

## 貸借対照表

科目	第29期 2024年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
現金及び預金	8,905,463
受取手形	5,501,311
売掛金	3,481
契約資産	2,498,442
商品	246,579
仕掛品	62,963
原材料及び貯蔵品	59,997
前払費用	16,886
その他	453,379
	62,422
<b>固定資産</b>	<b>9,501,844</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>5,314,890</b>
建物	1,758,237
構築物	22,954
機械装置及び運搬具	599,148
工具、器具及び備品	110,677
土地	1,572,515
リース資産	1,251,356
<b>無形固定資産</b>	<b>1,491,117</b>
ソフトウエア	670,324
ソフトウエア仮勘定	45,253
リース資産	743,434
その他	32,105
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,695,835</b>
投資有価証券	2,102,971
関係会社株式	95,000
長期前払費用	124,661
差入保証金	366,403
その他	8,802
貸倒引当金	△2,002
<b>資産合計</b>	<b>18,407,307</b>

科目	第29期 2024年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>3,762,983</b>
買掛金	590,812
リース債務	516,713
未払金	684,266
未払費用	997,110
未払法人税等	324,891
未払消費税等	263,060
契約負債	269,477
製品保証引当金	42,639
その他	74,012
<b>固定負債</b>	<b>2,005,940</b>
リース債務	1,533,235
繰延税金負債	22,433
退職給付引当金	92,436
長期未払金	236,040
その他	121,794
<b>負債合計</b>	<b>5,768,923</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>11,716,999</b>
資本金	1,431,065
資本剰余金	506,065
資本準備金	506,065
<b>利益剰余金</b>	<b>10,201,609</b>
利益準備金	175,000
その他利益剰余金	10,026,609
固定資産圧縮積立金	105,246
別途積立金	4,500,000
繰越利益剰余金	5,421,363
<b>自己株式</b>	<b>△421,742</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>921,384</b>
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>921,384</b>
<b>純資産合計</b>	<b>12,638,384</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>18,407,307</b>

(単位：千円)

# 損益計算書

(単位：千円)

科目	第29期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売上高	16,937,253
売上原価	12,541,036
売上総利益	4,396,216
販売費及び一般管理費	3,582,539
営業利益	813,677
営業外収益	330,514
受取利息	83
受取配当金	311,229
その他	19,201
営業外費用	54,395
支払利息	54,085
その他	309
経常利益	1,089,795
特別利益	145,144
投資有価証券売却益	145,144
特別損失	15,846
固定資産除却損	8,790
投資有価証券評価損	7,056
税引前当期純利益	1,219,093
法人税、住民税及び事業税	396,859
法人税等調整額	△81,866
当期純利益	904,100

# 株主資本等変動計算書

第29期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
2023年4月1日残高	1,431,065	506,065	-	506,065	175,000	108,028	4,500,000	4,909,645	9,692,673	△135,151	11,494,653
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	△2,781	-	2,781	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△210,962	△210,962	-	△210,962
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	904,100	904,100	-	904,100
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△477,108	△477,108
自己株式の処分	-	-	96	96	-	-	-	-	-	6,219	6,316
自己株式の消却	-	-	△184,298	△184,298	-	-	-	-	-	184,298	-
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-	184,201	184,201	-	-	-	△184,201	△184,201	-	-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△2,781	-	511,718	508,936	△286,590	222,345
2024年3月31日残高	1,431,065	506,065	-	506,065	175,000	105,246	4,500,000	5,421,363	10,201,609	△421,742	11,716,999

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他の有価証券	評価・換算差額等合計	
	評価差額金		
2023年4月1日残高	764,205	764,205	12,258,859
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-
剰余金の配当	-	-	△210,962
当期純利益	-	-	904,100
自己株式の取得	-	-	△477,108
自己株式の処分	-	-	6,316
自己株式の消却	-	-	-
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-	-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	157,179	157,179	157,179
事業年度中の変動額合計	157,179	157,179	379,525
2024年3月31日残高	921,384	921,384	12,638,384

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式	移動平均法による原価法
・その他有価証券	市場価格のない株式等以外のもの 期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商 品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
・仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
・原材料及び貯蔵品	最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

・建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物	定額法
・その他の有形固定資産	定率法

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

・市場販売目的のソフトウェア	見込有効期間（3年）における見込販売数量に基づく方法
・自社利用のソフトウェア	社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
・その他の無形固定資産	定額法

##### ③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
-----------------------------	---------------------------

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

<b>③ 製品保証引当金</b>	販売したソフトウェア等の無償補修に係る支出に備えるため、将来の補修見込額を個別に検討した必要額及び売上高に対する過去の実績率を基礎とした見積額を計上しております。
<b>④ 退職給付引当金</b>	従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、発生時の事業年度に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した金額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

##### ① 情報処理サービス

情報処理サービスにおいては、データセンターを基盤に大型汎用機を使用して給与計算、帳票出力などを行う「受託計算」、銀行システムの運用やBPOサービスなどを提供する「アウトソーシング」、IDCサービスなどを提供する「ファシリティマネージメント」、クラウドサービスなどを提供する「ネットソリューション」を行っております。成果物の移転を伴う場合は成果物の移転時点で収益を認識しており、代替的な取扱いを適用し出荷基準により収益を認識しております。役務の提供を行う場合は利用実績に応じて顧客に役務を提供した時点で収益を認識しております。

##### ② ソフトウェア開発

ソフトウェア開発においては、ソフトウェア開発に関わるコンサルティングを行う「ITソリューション」、顧客の情報システムの企画、設計、開発、保守などを行う「ソフト開発」を行っております。顧客先常駐開発や保守サービスなどの提供を行う場合は、利用実績に応じて顧客に役務を提供した時点で収益を認識しております。情報システム開発については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、開発期間がごく短い案件については代替的な取扱いを適用し一時点で収益を認識しております。

##### ③ その他情報サービス

その他情報サービスにおいては、パートナー企業の開発したシステムパッケージ商品の販売などを行う「ソフトウェアプロダクト販売」、ネットワーク設計、環境構築、機器導入などのサービスを提供する「その他サービス」を行っております。成果物の移転を伴う場合は、成果物の移転時点で収益を認識しております。役務の提供を行う場合は利用実績に応じて顧客に役務を提供した時点で収益を認識しております。また、情報システム開発に準じるようなネットワーク設計、環境構築などの開発案件については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、開発期間がごく短い案件については代替的な取扱いを適用し一時点で収益を認識しております。

#### ④ システム機器販売

当社は、独立系のマルチベンダーとして、特定のメーカーに依存せず、顧客の多様なニーズにマッチした最適なシステム機器の選定・販売や関連する周辺機器・備品、帳票の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、帳票販売については代替的な取扱いを適用し出荷基準により収益を認識しております。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

(一定の期間にわたり充足される履行義務に係る収益)

### (1) 科目名及び当事業年度計上額

科目名	金額
売上高	880,603千円

なお、一定の期間にわたり移転される財又はサービスに係る売上高の合計は10,444,155千円であり、上記は、履行義務の充足に係る進捗度の見積りについてコストに基づくインプット法を適用した情報システム開発及びこれに準ずる開発案件に係る金額であります。

### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に注記すべき事項と同一であるため、記載を省略しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,506,358千円

### (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	21,846千円
② 短期金銭債務	50,831千円
③ 長期金銭債務	8,046千円

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	70,690千円
仕入高	358,502千円
販売費及び一般管理費	97,392千円
営業取引以外の取引高	264,614千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	189,290株	683,200株	266,500株	605,990株

(注) 自己株式の株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得683,200株であります。自己株式の株式数の減少は、消却による減少257,800株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少8,700株であります。

## 6. 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

減価償却費超過額	48,473千円
退職給付引当金	28,156千円
未払賞与	219,572千円
投資有価証券評価損	35,574千円
未払事業税	25,850千円
製品保証引当金	12,987千円
確定拠出年金移行に伴う未払金	25,027千円
その他	79,944千円
繰延税金資産小計	475,588千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△50,968千円
評価性引当額小計	△50,968千円
繰延税金資産合計	424,619千円

#### 繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△46,100千円
その他有価証券評価差額金	△400,952千円
繰延税金負債合計	△447,052千円
繰延税金負債の純額	△22,433千円

## 7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 744円22銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 52円15銭  |

以 上

附属明細書

**1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細**

(単位: 千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額
有形固定資産	建物	1,893,955	25,829	-	161,546	1,758,237	2,869,100
	構築物	24,387	-	-	1,432	22,954	74,114
	機械装置及び運搬具	639,407	261,001	6,453	294,806	599,148	1,809,247
	工具、器具及び備品	114,991	22,708	0	27,022	110,677	552,046
	土地	1,572,515	-	-	-	1,572,515	-
	リース資産	1,266,138	349,882	-	364,664	1,251,356	1,201,848
	建設仮勘定	211,551	-	211,551	-	-	-
計		5,722,946	659,422	218,005	849,472	5,314,890	6,506,358
無形固定資産	ソフトウェア	408,132	476,317	2,336	211,789	670,324	-
	ソフトウェア仮勘定	166,419	402,034	523,199	-	45,253	-
	リース資産	729,870	186,441	-	172,877	743,434	-
	その他の	33,482	-	-	1,377	32,105	-
	計	1,337,905	1,064,793	525,536	386,044	1,491,117	-

- (注) 1. 機械装置及び運搬具の「当期増加額」の主なものは、大型電子計算機用周辺機器57,152千円であります。  
 2. 「有形固定資産」中リース資産の「当期増加額」の主なものは、クラウドサービス関連機器215,453千円であります。  
 3. 建設仮勘定の「当期減少額」の主なものは、クラウドサービス関連機器211,551千円であります。  
 4. ソフトウェアの「当期増加額」の主なものは、大型電子計算機用ソフトウェア279,053千円であります。  
 5. ソフトウェア仮勘定の「当期増加額」及び「当期減少額」の主なものは、大型電子計算機用ソフトウェア279,053千円であります。  
 6. 「無形固定資産」中リース資産の「当期増加額」の主なものは、クラウドサービス関連ソフトウェア177,362千円であります。

**2. 引当金の明細**

(単位: 千円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	2,010	-	8	2,002
製品保証引当金	32,203	148,965	138,529	42,639
退職給付引当金	97,935	2,852	8,351	92,436

**3. 販売費及び一般管理費の明細**

(単位: 千円)

科 目	金 額	摘 要
役員報酬	100,092	
従業員給与手当	1,267,575	
法定福利費	287,728	
賞与	523,478	
退職給付費用	69,062	
福利厚生費	51,818	
交際接待費	9,889	
租税公課	154,761	
減価償却費	65,560	
旅費交通費	22,391	
賃借料	217,738	
広告宣伝費	24,104	
その他	788,336	
計	3,582,539	

# 事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、雇用・所得環境が改善するなど、緩やかな回復基調となりました。景気の先行きについては、30年来続いてきた「コストカット型経済」から、持続的な賃上げや活発な投資がけん引する「成長型経済」への変革が期待されるものの、原材料価格の高騰や、中国経済の先行き懸念などにより、依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属します情報サービス産業におきましては、地方公共団体の基幹業務システム標準化推進や、老朽化が懸念される民間企業の基幹システム刷新、および官民を問わず、生成AIの活用をはじめとしたデジタルトランスフォーメーション（DX）推進の更なる加速が期待されております。また、組織を標的としたサイバー攻撃による被害が増加し、自社の防衛策のみならず関係する外部組織も含めたセキュリティ対策の重要性が高まっており、今後も中長期的に市場規模の拡大が継続するものとみられます。

このような経営環境のもと、当社グループの経営計画の2年目となる当連結会計年度におきましては、ソフトウェア開発をはじめとする大型案件の確実な遂行、「さいたま i DC」による情報処理サービスやインフラ・セキュリティビジネスの拡大、およびSDGs推進による社会課題の解決に向けたDXソリューションの販売強化等に注力し、順調に受注を獲得してまいりました。

事業戦略面では、自治体システムの標準化対応を推進するとともに、クラウド型のメール情報漏えいを防止する「GUARDIANWALL Mail セキュリティ・クラウドサービス」や、「標的型攻撃メール対策セキュリティ研修動画」の提供開始などにより、情報セキュリティに関連するビジネスの強化を図ってまいりました。あわせて、委託先事業者の情報セキュリティ対策調査や、リスク管理業務を支援するサービスである「サプライヤー・マネジメント・クラウド」を企画・開発し、2024年4月8日より提供を開始いたしました。

組織体制面では、経営戦略と連動した「人事戦略」のもと、社員のエンゲージメントを高めるべく、組織の状況や課題を把握する「組織サーベイ」、個人のコンディションを把握する「個人サーベイ」、上司と部下の相互理解・関係構築を醸成する「1on1 ミーティング」を、新たに開始いたしました。また、当社グループは、「AGSグループ健康経営宣言」のもと、特定検診の補助、過重労働対策、およびメンタルヘルスケアなど、社員個人の健康活動を支援してまいりました。あわせて、テレワークやフレックス制度をはじめ、多様な働き方に対応した制度を整備し、働き方改革を推進しております。これらの取り組みが認められ、経済産業省と日本健康会議が共同で選出する「健康経営優良法人 2024（大規模法人部門）」に7年連続で認定され、総務省が主催する「テレワークトップランナー 2023」に選出されました。

社会貢献活動では、中学生と地元企業のコラボで地域を探究する産学連携プロジェクト「さいたまエンジン」への参画、さいたま市との共催イベントとして「秋の自然観察・環境学習会」の実施、および埼玉県秩父市にて「AGSグループ森林づくり活動」を実施いたしました。あわせて、「NPO法人フードバンク埼玉」および「埼玉県社会福祉協議会」への食品寄贈や、さいたまユースサポートネットへの寄附などにより、持続可能な地域社会の実現に向けた課題の解決や、地域社会の発展に寄与する活動に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、システム機器販売が減少したものの、他のセグメントが堅調に推移したことから、売上高は22,092百万円（前連結会計年度比4.9%増）となりました。

利益面では、売上高の増加や生産性の向上、および前連結会計年度に発生した低採算案件の収束などにより、営業利益は1,272百万円（前連結会計年度比45.6%増）、経常利益は1,286百万円（同41.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は936百万円（同37.2%増）となりました。

	第28期 (2023年3月期)	第29期 (2024年3月期)
	金額（百万円）	金額（百万円）
売上高	21,066	22,092
営業利益	873	1,272
経常利益	910	1,286
親会社株主に帰属する当期純利益	682	936

セグメント別の業績に関しては以下のとおりであります。

セグメント	売上高 (前連結会計年度比)	業績概要		セグメント利益 (単位：百万円)		
		第28期 (2023年3月期)	第29期 (2024年3月期)			
情報処理サービス	11,602百万円 (前連結会計年度比2.3%増)	自治体向け窓口業務やクラウドサービスの新規獲得、および金融機関向け運用業務の受注増加などにより、売上高は11,602百万円（前連結会計年度比2.3%増）、セグメント利益は1,935百万円（同17.4%増）となりました。	11,337	11,602	1,647	1,935
ソフトウェア開発	5,570百万円 (前連結会計年度比16.4%増)	金融機関、および一般法人向けの大型案件増加に伴う常駐開発規模拡大や、一般法人向けの受託ソフトウェア開発の増加などにより、売上高は5,570百万円（前連結会計年度比16.4%増）、セグメント利益は、前連結会計年度に発生した低採算案件の収束や、各案件の利益率確保などにより778百万円（同85.6%増）となりました。	4,786	5,570	419	778
その他情報サービス	3,177百万円 (前連結会計年度比7.0%増)	自治体向けネットワーク環境構築案件や、法人向けパッケージソフト販売の受注などにより、売上高は3,177百万円（前連結会計年度比7.0%増）、セグメント利益は534百万円（同19.6%増）となりました。	2,969	3,177	446	534
システム機器販売	1,741百万円 (前連結会計年度比11.7%減)	金融機関向け機器販売が増加したものの、一般法人、および公共団体向け機器販売の減少などにより、売上高は1,741百万円（前連結会計年度比11.7%減）、セグメント利益は19百万円（同42.7%減）となりました。	1,972	1,741	34	19

## ② 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は、830百万円であり、主なものは大型電子計算機用ソフトウェア関連投資であります。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 対処すべき課題

海外に端を発したDX推進の流れは我が国にも波及し、新型コロナウイルスの影響による外部環境の変化や、生成AIなどの新技術の利活用促進も相まって、情報サービス市場は好調な状況が続くとみられます。情報サービス事業者においては、お客様のビジネスに対する深い理解を前提としたITコンサルティングなどの上流工程への対応や、将来の成長、競争力強化のためのデジタル技術を活用した、新たなビジネスやサービスを創出し提供することが求められています。また、2030年を目標とするSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、ITやデータセンター活用によるペーパーレス化やCO<sub>2</sub>削減への取り組みが注目されるなど、今後、ITへの期待は、ますます高まるものと考えられます。

一方で、IT需要の拡大により、IT人材の確保や供給が追い付かず、人材獲得競争の激化や賃上げ圧力の高まり等から、人件費や外部委託費が増加し、情報サービス事業者の収益環境が厳しくなる懸念もあります。

このような事業環境のなか、「お客様とともに未来を創造し、ITで夢のある社会づくりに貢献します」とした企業理念のもと、当社グループの使命は、「お客様の変革を支援し、IT事業を通じて社会課題を解決していくこと」と捉えております。IT事業を通じた社会課題解決実現のためには、当社グループ自らが変革し続ける必要があり、2022年度から2030年度までの9年間を対象とした経営計画を策定しており、その名称を「Keep On Changing～事業を通じて社会課題を解決し、変革し続ける～」としております。

### 【経営計画名称】

Keep On Changing～事業を通じて社会課題を解決し、変革し続ける～

### 【長期経営ビジョン】

AGSグループは、「IT事業を通じて社会課題の解決に取り組み、夢のある未来の創造に貢献する企業」となり、お客様から選ばれ続けるITパートナーであるために、弛まぬ努力と変革を続けます。

### 【基本方針（変革の3指針）】

IT事業を通じて「会社・社員」を変え、「当社ビジネス」を変え、「社会」を変えることで、社会課題の解決を目指します。

これらのビジョン・基本方針のもと、経営計画第一期（2022年度から2024年度）の5つの重点施策として、以下の課題に取り組んでおります。

## <変革> DX・クラウドインテグレーションビジネスの推進

お客様に選ばれ続ける真のITパートナーとなるべく、技術・業務ノウハウ・コーディネート力等、DX時代に即した「創る力」を高めることに全社を挙げて取り組むことで、お客様のDX・デジタル化、および経営課題の解決を支援する「ソリューション型ビジネス」を推進し、既存顧客の取引拡大・顧客満足度の向上と新規大口先の獲得を目指します。あわせて、今後のメインフレーム（ホストコンピュータ）市場の縮小や、老朽化した基幹システムの刷新を契機に、クラウドサービスの活用等によるDXを推進し、モダナイゼーションを支援することで、お客様の企業価値向上に貢献してまいります。また、昨今のサイバー攻撃増加を踏まえ、セキュリティビジネスを更に強化・拡大し、当社グループの成長拡大の要となるように推進いたします。

## <挑戦> 新サービス・新事業の創出

新サービスを企画・創出する体制強化や、資本提携・M&A等により、新たな「サービス提供型ビジネス」を創出し、事業領域・収益基盤の拡大を目指します。更に、お客様やお取引先との業務提携によりITを活用したビジネスを創出し、労働集約型ビジネスに頼らない収益基盤として育ててまいります。

## <深化> 既存ビジネスの深化

当社保有の専門ノウハウ・インフラ設備・デジタル化技術の高度化により、紙媒体のデジタル化をはじめとした、デジタル化受託業務の強化・拡大を図ってまいります。あわせて、当社のデータセンターとパブリッククラウドを連携した「マルチクラウドセンター」の推進等により、お客様のクラウドシフトに貢献いたします。また、当社の業務においても、高度化・自動化・標準化を推進することでサービスレベル向上を図り、顧客提供価値と収益力を強化してまいります。

## <改革> 構造改革による経営の効率化

事業推進と経営効率化を実現すべく、成長を目指す領域を識別し、戦略的な資源投入や、組織の強化・最適化を図ります。また、「社内事務プロセスの見直し」や「事業の選択と集中」等により収益体质を強化し、資本コストや株価を意識した経営を推進してまいります。

## <成長> 人材育成及び人材成長戦略

DXビジネスをはじめとした成長戦略の推進に必要な人材を計画的に育成するとともに、経験豊富な中高年層を有効活用すべく、リスクリングの機会提供など、意欲的に働く環境や仕組みを整備いたします。また、「女性活躍推進法」などを踏まえて、多様な人材が活躍できる「挑戦を重視する組織」へと変革し、全ての社員が持てる力を最大限発揮できる組織を目指します。あわせて、経営計画の基本方針で掲げている「人が輝き、"満足"と"幸福"を実感する、社員が誇れる最も働きがいのある企業」となるべく、社員のエンゲージメントを向上させる各種施策を実施いたします。更に、IT需要拡大によるIT人材不足や、労働人口

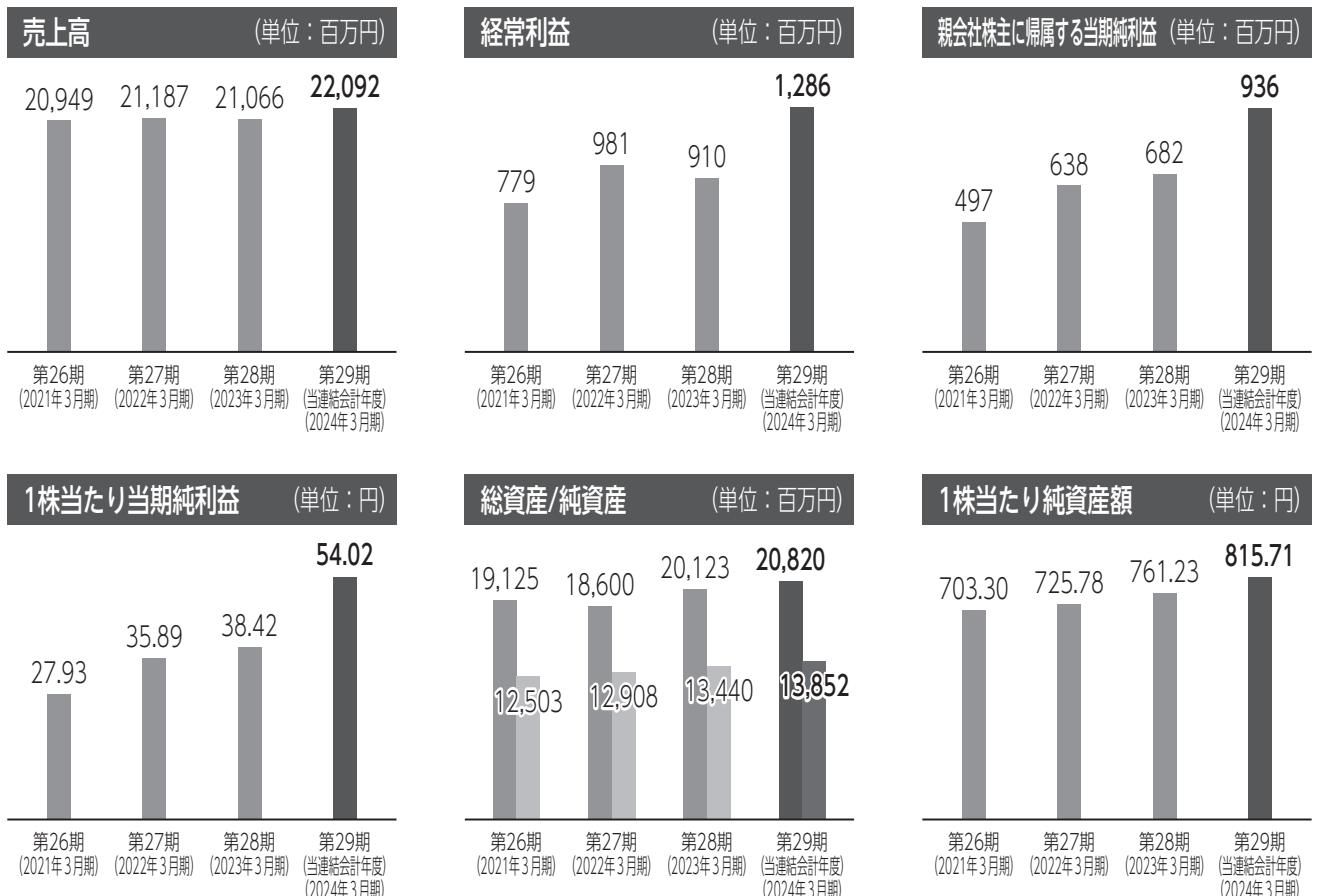
の減少に対処すべく、新卒採用のみならず、中途採用を含めた採用活動の強化を図ってまいります。

なお、当社グループは、「IT事業を通じて社会課題の解決に取り組み、夢のある未来の創造に貢献していく」という基本方針に基づき、SDGsの達成に向けて貢献していくことを2021年4月に公表しております。経営計画においてもSDGsへの取り組みを継承し、コーポレートガバナンス報告書等を通じて公表している内容も含め、ESG経営を推進してまいります。

また、全てのステークホルダーに向けた情報発信を強化すべく、当連結会計年度においては、当社ホームページの「株主・投資家情報」および「サステナビリティ」について拡充と改善を図りました。その結果、日興アイ・アール株式会社が実施する「2023年度全上場企業ホームページ充実度ランキング」において「スタンダード市場部門 優良サイト」に選出されました。これからも、当社グループの持続的成長に向け、経営計画の重点施策を着実に推進し、一層の投資魅力向上に取り組んでまいります。

### (3) 財産及び損益の状況

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

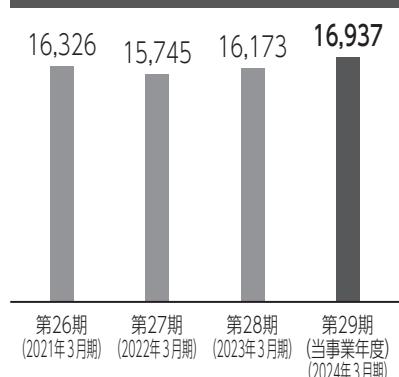


	第26期 (2021年3月期)	第27期 (2022年3月期)	第28期 (2023年3月期)	第29期 (当連結会計年度 (2024年3月期))
売上高 (百万円)	20,949	21,187	21,066	22,092
経常利益 (百万円)	779	981	910	1,286
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	497	638	682	936
1株当たり当期純利益 (円)	27.93	35.89	38.42	54.02
総資産 (百万円)	19,125	18,600	20,123	20,820
純資産 (百万円)	12,503	12,908	13,440	13,852
1株当たり純資産額 (円)	703.30	725.78	761.23	815.71

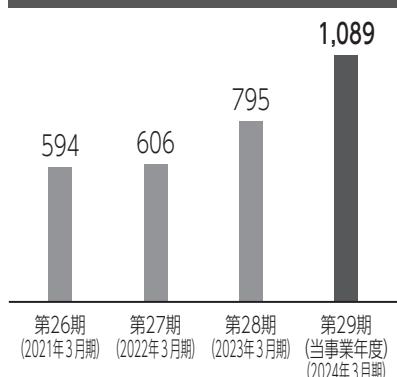
(注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式数に基づいて算定しております。  
 2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第27期の期首から適用しており、第27期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

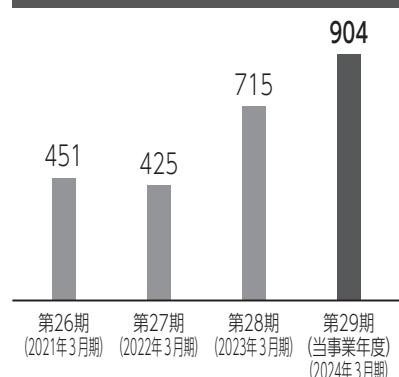
**売上高** (単位：百万円)



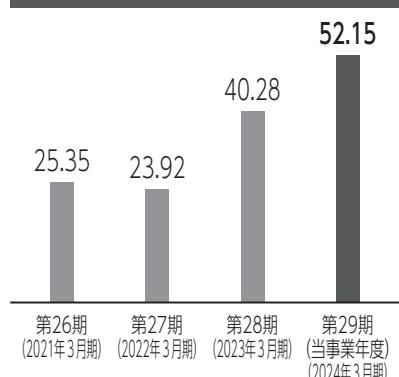
**経常利益** (単位：百万円)



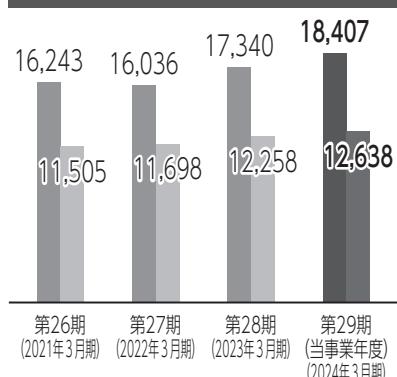
**当期純利益** (単位：百万円)



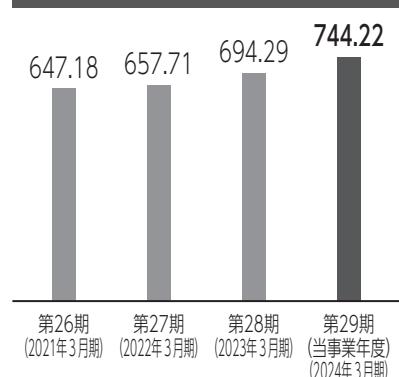
**1株当たり当期純利益** (単位：円)



**総資産/純資産** (単位：百万円)



**1株当たり純資産額** (単位：円)



	第26期 (2021年3月期)	第27期 (2022年3月期)	第28期 (2023年3月期)	第29期 (当事業年度) (2024年3月期)
<b>売上高</b> (百万円)	16,326	15,745	16,173	16,937
<b>経常利益</b> (百万円)	594	606	795	1,089
<b>当期純利益</b> (百万円)	451	425	715	904
<b>1株当たり当期純利益</b> (円)	25.35	23.92	40.28	52.15
<b>総資産</b> (百万円)	16,243	16,036	17,340	18,407
<b>純資産</b> (百万円)	11,505	11,698	12,258	12,638
<b>1株当たり純資産額</b> (円)	647.18	657.71	694.29	744.22

(注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式数に基づいて算定しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第27期の期首から適用しており、第27期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (4) 重要な親会社及び子会社の状況 (2024年3月31日現在)

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
AGSビジネスコンピューター株式会社	30	100.00	情報処理サービス、ソフトウェア開発、その他情報サービス、システム機器販売
AGSプロサービス株式会社	30	100.00	情報処理サービス、その他情報サービス（人材派遣業）
AGSシステムアドバイザリー株式会社	30	100.00	その他情報サービス（ITコンサルティング、BCMコンサルティング、情報セキュリティコンサルティング）

## (5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業区分	主要サービス
情報処理サービス	受託計算サービス、IDCサービス、クラウドサービス、BPOサービスなど
ソフトウェア開発	ソフトウェア開発及びソフトウェア開発に係わるコンサルティング業務など
その他情報サービス	パッケージ販売、ハード保守、人材派遣など
システム機器販売	システム機器、帳票、サプライ品などの販売

## (6) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

当社	本社：埼玉県さいたま市浦和区 浦和ソリューションセンター：埼玉県さいたま市南区
AGSビジネスコンピューター株式会社	本社：埼玉県さいたま市大宮区
AGSプロサービス株式会社	本社：埼玉県さいたま市浦和区
AGSシステムアドバイザリー株式会社	本社：埼玉県さいたま市浦和区

## (7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
情報処理サービス		
ソフトウェア開発	1,050 (885) 名	2名減 (増減なし)
その他情報サービス		
システム機器販売		
合 計	1,050 (885) 名	2名減 (増減なし)

- (注) 1. 使用人数は就業者数であり、グループ外から当社グループへの出向者を含み、当社グループからグループ外への出向者は含んでおりません。  
2. 臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、（ ）内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。  
3. 当社及び連結子会社は、情報サービスの総合的な提供を事業内容としており、同一の使用人が複数のセグメントに従事しているため、合計で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
778 (348) 名	9名増 (27名減)	44.1歳	20.6年

- (注) 1. 使用人数には、当社への出向者を含み、当社からの出向者は含んでおりません。  
2. 臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、（ ）内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。  
3. 平均勤続年数の算定にあたり、当社グループからの出向者及び転籍者については、各社における勤続年数を加算しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項

### (1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	64,000,000株
② 発行済株式の総数	17,588,132株
③ 株主数	11,776名
④ 大株主 (上位11名)	

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
AGS社員持株会	1,842,200	10.85
大栄不動産株式会社	1,430,000	8.42
富士倉庫運輸株式会社	1,050,000	6.18
埼玉県民共済生活協同組合	1,000,000	5.89
千葉県民共済生活協同組合	1,000,000	5.89
株式会社りそな銀行	800,000	4.71
株式会社ティー・アイ・シー	600,000	3.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	434,900	2.56
武州瓦斯株式会社	401,000	2.36
兼松エレクトロニクス株式会社	400,000	2.36
株式会社KSK	400,000	2.36

(注) 持株比率は自己株式(605,990株)を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	2,600株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (5)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### 3 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 (社長執行役員)	中野真治	業務監査部担当
取締役 (常務執行役員)	及川和裕	企画管理本部長 兼総務部担当
取締役 (常務執行役員)	野澤幸治	事業推進本部長
取締役 (執行役員)	石原清彦	企画管理本部副本部長 兼企画部担当兼経理部担当
取締役	川本英利	
取締役	下中美都	株式会社平凡社 代表取締役会長 株式会社トーモク 社外取締役
取締役	森本千晶	
取締役	伊豆隆義	
常勤監査役	五十嵐伸二	
監査役	青山通郎	
監査役	柴崎正人	

- (注) 1. 取締役川本英利氏、下中美都氏、森本千晶氏及び伊豆隆義氏は、社外取締役であります。
2. 取締役下中美都氏は、株式会社平凡社の代表取締役会長及び株式会社トーモクの社外取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
3. 監査役青山通郎氏及び柴崎正人氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役川本英利氏、下中美都氏及び伊豆隆義氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役青山通郎氏は、金融機関における融資部門を中心とした豊富な業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 2024年4月1日付で、取締役の担当及び重要な兼職について、次のとおり異動しております。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 (常務執行役員)	及川和裕	企画管理本部長 兼人事部担当兼総務部担当

## (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
原 俊 樹	2023年6月22日	任期満了	代表取締役社長兼社長執行役員 業務監査部担当 アズワン株式会社 社外取締役（監査等委員）
馬 橋 隆 紀	2023年6月22日	任期満了	社外取締役
石 関 正 次	2023年6月22日	辞任	常勤監査役
杉 中 正 樹	2023年6月22日	辞任	監査役

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各監査役とともに会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および「1. (4)②重要な子会社の状況」に記載の当社の子会社の全ての取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、会社役員の業務としての行為に起因して損害賠償請求を受けて負担する損害賠償金及び争訟費用等を、当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。なお当該保険契約では、当該役員の違法な行為に起因する損害賠償請求等については補償対象外としており、当該役員の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。同方針の制定にあたっては、取締役会の諮問機関であり、社外取締役を主なメンバーとする人事委員会が制定案に係る諮問を受け、同委員会の答申を受けて取締役会が決定しております。今後、同方針の変更を含め、取締役の報酬制度変更の際には、人事委員会が変更案に係る諮問を受け、同委員会の答申内容を踏まえて、取締役会にて決定いたします。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等に関し、報酬等の内容が当該決定方針と整合していることについて、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本報酬に関する方針

対象取締役の職位や職務内容を踏まえた固定的な基準を中心に、企業業績も加味した上で算出した月額報酬とする。

ロ. 業績連動報酬（賞与）に関する方針

対象取締役の職位に応じて支給することとし、経営者として結果を重視する観点から、職位及び期間業績である連結営業利益額に応じた基準金額を設定、連結営業利益額への貢献度、経営計画・重点施策等の達成度合等を主な指標とし、あわせて経営者としての行動特性評価等により、同基準金額の0～150%の範囲で決定する。

ハ. 謹渡制限付株式報酬に関する方針

中長期的な企業価値向上への取り組みを重視する観点から、対象取締役の職位に応じた一定株数の付与に必要な金銭報酬債権額とする。なお謹渡制限付株式報酬に係る金銭報酬債権の総額は株主総会で承認された額の範囲内とする。

二. 報酬等の割合に関する方針

業績連動報酬額の総報酬額に占める割合は、概ね20～30%とする。

ホ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬は、毎年6月に決定し、決定後、同年7月より毎月支給する。業績連動報酬（賞与）は、毎年10月に決定し12月に支給するとともに、毎年4月に決定し6月に支給する。謹渡制限付株式報酬は、毎年7月に決定し、7月に支給する。

## (2) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績運動報酬 (賞与)	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	104,550 (16,200)	74,610 (16,200)	27,460 (-)	2,480 (-)	10 (5)
監査役 (うち社外監査役)	25,482 (8,100)	25,482 (8,100)	- (-)	- (-)	5 (3)
合計 (うち社外役員)	130,032 (24,300)	100,092 (24,300)	27,460 (-)	2,480 (-)	15 (8)

- (注) 1. 上記には、2023年6月22日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）及び監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績運動報酬（賞与）にかかる主な業績指標は主に連結営業利益であり、その実績は1,272百万円であります。当該指標を選択した理由は経営者として結果を重視する観点からであります。当社の業績運動報酬（賞与）は、職位や連結営業利益額に応じて設定した基準金額に対して、連結営業利益額への貢献度、経営計画・重点施策等の達成度合等、経営者としての行動特性評価等を踏まえて、0～150%を乗じたもので算定されております。
4. 謹渡制限付株式報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役の報酬限度額は、2007年6月21日開催の第12回定時株主総会において、年額150百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。なお、当該報酬限度額の内枠を上限として、取締役（社外取締役除く）に付与する謹渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、2018年6月22日開催の第23回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役除く）の員数は4名です。
6. 監査役の報酬限度額は、2007年6月21日開催の第12回定時株主総会において、年額75百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
7. 取締役会は、代表取締役社長中野真治氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の評価を行う必要があることから、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等に関しては、人事委員会への諮問・答申を経て決定した「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」と整合していることについて、取締役会が、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役の重要な兼職の状況については、「3. (1)取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

## (2) 当事業年度における主な活動状況

	<b>出席状況及び発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要</b>
取締役 川本英利	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に出席いたしました。取締役会では、特に政策保有株式の件や、中期経営計画の進捗状況について助言を行うなど、主に経営に関する豊富な経験から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の重要な使用人候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 下中美都	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に出席いたしました。取締役会では、特に女性活躍推進や、人材育成について助言を行うなど、主に経営に関する豊富な経験から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の重要な使用人候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 森本千晶	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席いたしました。取締役会では、特に女性活躍推進や、取締役会の実効性向上に向けた取り組みについて助言を行うなど、主に上場会社の人事部門担当や常勤監査役として培われた豊富な経験から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の重要な使用人候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 伊豆隆義	2023年6月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。取締役会では、特に重大インシデントの対応方法や監査実施報告について助言を行うなど、主に弁護士としての法務に関する豊富な経験から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事委員会の委員として、2023年6月22日就任以降、当事業年度に開催された委員会1回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の重要な使用人候補者の選定における監督機能を担っております。
監査役 青山通郎	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する幅広い知識に基づき、適宜質問や意見等の発言を行っております。
監査役 柴崎正人	2023年6月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。情報化政策分野に長年にわたって携わられた経歴があり、豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜質問や意見等の発言を行っております。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

## 4 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額(千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	40,400 —
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,400

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. AGSグループは、コンプライアンス経営を最重要課題として位置づけ、「AGSグループ倫理綱領」の中で「倫理指針」を次のように定める。
  - (a) 法令やルールはもとより社会規範に反する行為はしません。
  - (b) 誠実・公正かつ透明に行動します。
  - (c) 基本的人権を尊重します。
  - (d) 社会的な責任を果たします。
  - (e) 情報の管理と守秘義務を徹底します。
- ロ. 取締役会は、ステークホルダーに対して守るべき取組みを「企業倫理宣言」として定めるとともに、グループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行うため、経営者による推進体制を次のとおり定める。
  - (a) 経営者は、本宣言の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底します。
  - (b) 本宣言に反する事態の発生あるいは発生のおそれがあるときは、経営者自ら問題解決にあたります。
- ハ. AGSグループの全社的なコンプライアンス経営の実効性を確保するため、取締役社長を委員長とし、子会社の取締役社長も委員とするコンプライアンス委員会を設置し、グループ横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- 二. 取締役会については「取締役会規程」を定め、その適切な運営により取締役間の意思疎通を図り相互に職務の執行を監督するとともに、取締役会の意思決定の妥当性及び透明性を高めるため、社外取締役を置く。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行を監査する。
- ホ. 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体で断固たる姿勢で対応し、一切の関係を遮断する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務執行に係る情報（文書及び電磁的記録）については、「重要文書取扱規則」に基づき、適切に保存し管理する。
- ロ. 前記イの情報は、少なくとも10年間は保存するものとし、取締役及び監査役は、常時、これを閲覧できるものとする。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. AGSグループの事業継続に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対処するため、AGSグループのリスク管理に関する基本的な考え方を明確にした「グループリスク管理規程」を定める。
- ロ. リスク管理に関する重要事項等を協議するため、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。企画部担当役員をリスク管理統括責任者、企画部をリスク管理統括部署としてリスクを総括的に管理し、リスク管理体制の整備・強化を図る。
- ハ. 「グループリスク管理規程」及び「リスク管理規程」に基づき、各リスクの管理部署は、リスクの評価・対応策等を検討し、リスク別に規程やマニュアルを制定する。
- 二. 事業推進に伴う重大なリスクについては、取締役会における経営判断に活かすため、経営会議でリスク評価を行う。
- ホ. 内部監査部門として業務監査部を設置し、「内部監査規程」に基づき、業務運営上想定されるリスクへの対応状況について監査する。その結果を取締役社長に報告する。リスクの高い発見事項については取締役会及び監査役会に報告するとともに連携や情報の共有を行う。
- ヘ. 情報資産の管理については、「セキュリティポリシー」等を制定し、情報資産に関するセキュリティ教育に取り組む。
- ト. 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し又は発生するおそれが生じた場合は、規程に定める体制に基づき、経営への被害を最小限に抑える。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の効率的運営を図るため、執行役員制度を導入する。
- ロ. 取締役・執行役員は、取締役会で定めた「組織・職制規程」、「職務権限規程」をはじめとした経営に関する基本規程等に則り、取締役会で決定した経営方針に従って業務を執行する。
- ハ. 取締役会は、原則月1回開催し、法令及び定款に定める事項のほか、「取締役会規程」に定めた重要事項の決定及び取締役の業務執行を監督する。
- 二. 取締役会より委任された日常の業務の執行を決定するため、取締役及び執行役員等によって構成される経営会議を設置する。

## ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス体制を整備し健全な企業活動を展開するため、「AGSグループ企業理念」及び「AGSグループ倫理綱領」を定める。
- ロ. コンプライアンス教育及び啓発活動を行い、コンプライアンスの徹底を図るため、毎年継続的に、コンプライアンス・プログラムを策定する。
- ハ. コンプライアンス・プログラムの実効性を高めるため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、企画部担当役員をコンプライアンス統括責任者とし、コンプライアンス統括部署を企画部とする。
- 二. 企画部は、法令遵守や契約遵守の徹底と管理強化を図り、法務・契約リスクに適切かつ迅速な対応を行う。
- ホ. AGSグループにおける法令遵守上疑義ある行為について、使用人等が直接通報を行い、かつ不利益を被らない手段を確保するものとし、その手段のひとつとして「内部通報規程」に基づいて、コンプライアンスホットラインを設置し適切に運営する。
- ヘ. 業務監査部は、業務運営における法令及び規程等の遵守状況を監査する。コンプライアンス違反の発生予防、早期発見に努め、その結果を取締役社長に報告する。リスクの高い発見事項については取締役会及び監査役会に報告するとともに連携や情報の共有を行う。

## ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. AGSグループの全社員が一体となって健全なグループ経営に取り組むために、「AGSグループ企業理念」及び「AGSグループ倫理綱領」を定める。
- ロ. 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、AGSグループの企業集団としての業務の適正性と効率性を確保するために「関係会社管理規程」を定める。
- ハ. AGSグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他社会規範に照らし適切なものでなければならぬ。親会社が議決権を行使する場合には、子会社における業務の適正性を確保するものとする。
- 二. 業務監査部は、AGSグループにおける内部監査を実施又は統括し、AGSグループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画は取締役社長及び取締役会の承認を得て決定し、その実施状況及び結果を取締役社長に報告する。リスクの高い発見事項については取締役会及び監査役会に報告するとともに連携や情報の共有を行う。
- ホ. 監査役は、グループ全体の監視・監督を実効的かつ適正に行えるように、会計監査人及び業務監査部との密接な連携を図る。

## ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- イ. 監査役を補助すべき使用人を設置しないが、監査役が必要とした場合は、使用人を配置する。また、監査役は、必要に応じ補助者として業務監査部の要員に対し、監査業務の補助を行うよう要請できる。

**⑧ 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- イ. 監査役の職務の補助を行う使用人が、当該補助業務を行う場合は、監査役の指揮命令に従うものとする。
- ロ. 監査役の職務の補助を行う使用人の人事異動・人事評価については、監査役会の同意を得た上で決定する。

**⑨ 当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項**

- イ. 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

**⑩ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- イ. 取締役及び使用人は、当社に著しき損害を及ぼすおそれのある事實を発見した場合、内部管理体制・手続等に関する開示すべき重要な不備、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、監査役にその都度報告する。
- ロ. 前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ハ. 前記イ、ロを明確にするため「監査役会に対する報告に関する規程」を定める。

**⑪ 前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- イ. 監査役に対して第⑩項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとする。
- ロ. 内部通報制度に基づき通報された事實は速やかに監査役へ報告する。

**⑫ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- イ. 監査役の職務執行に関して生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社が負担する。

**⑬ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ. 監査役は、監査の実効性を高めるため、業務監査部との連携や情報の共有を図る。
- ロ. 監査役会は、取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するとともに、必要に応じ顧問弁護士、顧問税理士等を活用することができる。

**⑭ 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- イ. AGSグループの財務報告の信頼性を確保するため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制の整備及び運用を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりあります。

### ① コンプライアンスに対する取組み

取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会での協議を経て、当事業年度のコンプライアンス・プログラムを策定し、同プログラムに沿った社員教育やモニタリング等に取り組んでまいりました。同プログラムの進捗状況につきましては、四半期毎に同委員会への報告を行っております。

### ② 損失の危険の管理に対する取組み

取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を当事業年度において4回開催し、AGSグループ全体のリスク管理計画を策定し、大規模災害リスク、システムリスク、情報リスク等、個々のリスクの特性に応じた対応策の実施状況等を継続的にモニタリングするなど、全社的なリスク管理体制の整備・強化に取り組みました。

### ③ 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み

取締役会は、社外取締役4名を含む取締役8名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会を当事業年度において15回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督がなされ、取締役会の実効性は確保されております。また、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するため執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

### ④ 監査役の監査の実効性の確保に対する取組み

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。監査役会を当事業年度において16回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。なお、常勤監査役は経営会議その他重要会議に出席するほか、稟議書等を閲覧し、また、監査役会は、取締役社長、業務監査部並びに会計監査人と定期的に情報交換を行い、監査の実効性向上を図っております。

## ＜ご参考＞コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社の企業理念は、「お客様とともに未来を創造し、ITで夢のある社会づくりに貢献する」であります。この企業理念の目指すところは、当社は社会における企業市民として、株主をはじめ、取引先、社員、地域社会等、当社を支える社内外のステークホルダーの立場を尊重し、その満足度を高め、持続的に成長可能な誠実で信頼される会社を実現することにより企業価値を高めていくことであると考えております。

当社では、この企業理念を実現するために、コーポレート・ガバナンスの充実が経営の重要課題であると認識しており、より高い経営の健全性・公正性・透明性の確保に努めております。さらに、コンプライアンスの徹底と経営リスク管理の強化については、コーポレート・ガバナンスの中核をなすものと考えており、当社の取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、体制を整備しております。また、内部統制システムにつきましては、「内部統制システム構築の基本方針」に基づいて適切に運用しております。

## 6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけ、経営基盤の強化、今後の事業の拡充、連結業績等を勘案しながら、配当性向30%を目安に、安定した利益配分を行っていくことを基本方針としております。また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨を定款に定めております。

このような方針のもと、当期の配当につきましては、業績など総合的に検討いたしました結果、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、1株当たり3円50銭増配し、14円50銭（うち、中間配当6円50銭、期末配当8円）とさせていただきました。なお、配当総額249百万円を実施し、連結配当性向は26.8%となっておりますが、配当額に自己株式の取得額（477百万円）を加えて算出する総還元性向は77.6%となりました。

---

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については表示単位未満を四捨五入しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

AGS株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 三木 康弘

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 河村 剛

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、AGS株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AGS株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### **連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### **連結計算書類の監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### **利害関係**

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

AGS株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 三木 康弘

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 河村 剛

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、AGS株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## **計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## **計算書類等の監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## **利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31までの第29期事業年度における取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

AGS株式会社 監査役会

常勤監査役 五十嵐伸二   
社外監査役 青山通郎   
社外監査役 柴崎正人 

以 上